

国立障害者リハビリテーションセンターにおける
公的研究費等の適正使用に関する行動規範

平成28年3月30日制定

「国立障害者リハビリテーションセンターにおける研究費に関する管理・監査規程」第5条第7項の規定に基づき、次のとおり国立障害者リハビリテーションセンターにおける公的研究費等の適正使用に関する行動規範を定める。

- 1 国立障害者リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）職員としての責務を自覚し、センターの定める規程、配分機関が定める事務処理要領及び会計法をはじめとする関係法令・通知等を遵守すること。
- 2 国、独立行政法人及び地方公共団体等からの競争的研究資金（以下「公的研究費」という。）の原資は、国民の税金であることを認識し、その使用に関する説明責任を自覚すること。
- 3 公益財団法人等の民間団体から助成される研究資金等（以下、「民間研究助成金等」という）、民間の資金を原資とする場合においても、研究の実施及び研究費の使用にかかる説明責任が生じることを自覚すること。
- 4 職員は公的研究費及び民間研究助成金等（以下、「公的研究費等」という。）の取扱いに関する研修に積極的に参加し、関係法令の知識習得、事務処理手続及び使用ルールの理解に努めなければならない。
- 5 研究者は、研究計画に基づき、公的研究費等の計画的かつ適正な使用に努めること。
また、事務職員は研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行うよう努めること。
- 6 業者との関係において、公的研究費等の使用にあたって国民の疑惑や不信を招くおそれのないよう、国家公務員倫理法に則って節度ある行動をすること。
- 7 職員相互の理解と緊密な関係を図り、協力して公的研究費等の不正使用防止に努めること。
- 8 公的研究費等の不正使用が疑われる場合は、速やかに不正行為相談窓口に通報すること。
- 9 本規範に違反して不正を行った場合は、不正を行った本人のみではなく、センター全体の信用失墜につながることを十分に認識し行動すること。